

令和6年度呉市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を次のとおり定める。

1 基準日

令和6年4月1日

2 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 報告の対象となる事業者等

(1) 対象サービス

ア 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護，指定重度訪問介護，指定同行援護，指定行動援護，指定療養介護，指定生活介護，指定短期入所，指定重度障害者等包括支援，指定施設入所支援，指定自立訓練，指定就労移行支援，指定就労継続支援，指定就労定着支援，指定自立生活援助及び指定共同生活援助

イ 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

ウ 指定計画相談支援

エ 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援，指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。），指定放課後等デイサービス，指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

オ 指定障害児相談支援

(2) 対象事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する事業者とする。具体的には，第1号に係る指定障害福祉サービス等を提供する事業者のうち，次のいずれかに該当する事業者とする。

ア 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定により，災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き，基準日より前において市長の指定を受け，指定障害福祉サービス等を提供している事業者

イ 基準日以降，市長の指定を受け，新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

4 事業者ごとの報告の内容，方法等

(1) 報告の内容

事業者が報告する具体的内容は，以下のとおりとする。

ア 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

別添1 基本情報及び別添2 運用情報

イ 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

別添1 基本情報

(2) 報告の方法

原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」(以下「公表システム」という。)を通じ市長へ報告するものとする。

なお、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可とする。

(3) 報告の開始

ア 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

令和6年5月13日

イ 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
事業者指定を受けた日

(4) 報告の期限

ア 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

令和6年7月31日

イ 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
事業者指定を受けた日から2か月以内

5 障害福祉サービス等情報の公表時期

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

報告後2か月以内

(2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

報告後1か月以内

6 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

原則、報告は年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更があったときは、その都度、事業者は市長に報告する。

7 苦情等の対応

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は以下のとおりとする。

呉市障害福祉課支援グループ (TEL: 0823-25-3523)

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月13日から施行する。

(要綱の廃止)

2 令和5年度呉市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱(令和5年5月15日実施)は、令和6年3月31日をもって廃止する。